

徳島家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

1 開催日時

平成16年2月10日（火）午後2時30分～午後4時50分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）伊東秀子委員，鹿島久義委員，鎌田啓三委員，木村清志委員，佐々木茂委員，杉本一重委員，前田美代子委員，南敏文委員，幸田文一委員
（説明者，事務担当者）青木首席家裁調査官，吉兼次席家裁調査官，福井家裁首席書記官，坂本事務局長，岸本総務課長，佐々木総務課長補佐，和田庶務係長

4 議事

- (1) 新任委員紹介等
- (2) 所長あいさつ
- (3) 意見交換，テーマ「より利用しやすい，身近な家庭裁判所として考えられる方策について」
- (4) 次回開催テーマ
- (5) 次回開催期日
- (6) あいさつ

5 意見交換について（■委員長，○委員，●説明者）

○：一般の人が裁判所を見学するのは年間何件くらいですか。

●：家庭裁判所では法廷見学等はありませんが，地方裁判所の法廷傍聴等見学者の数は，平成15年が304人です。裁判所に見学に訪れた人に対して，職員から裁判所制度の説明を行ったり，裁判所作成の広報ビデオを観てもらったりしています。平成14年度も同様の数字です。

- ：企業の場合は、300人くらいの数の人が毎日のように訪れます。また、企業はスピード、サービス、正確、オープンを基本にしているので、その点裁判所と違っていると思います。
- ：裁判所を見学するのは学生が多いです。法廷傍聴は刑事裁判がイメージしやすいし、わかりやすいので刑事裁判が多いです。家裁については、非公開ということもあり、家裁の見学はあまりないのが現状です。
- ：民事裁判の傍聴は、一般の人が見ても書面交換で終わる場合が多いので、分かりづらいと思われれます。刑事裁判の傍聴は、弁護士会でも裁判所の御協力を得て実施しています。家裁の少年事件については、非公開となっているので見ていただくのは難しいと思います。
- ：私が先ほど申し上げた質問は、本日のテーマについて具体的に考える一つの手立てとして、お聞きした次第です。いろんな問題があるとしても、より利用しやすくする工夫は必要かと思えます。あまり裁判所が身近でありすぎるといってもいいのか悪いのか分からないところもありますが、家裁については特に身近な案件を扱うので、より国民に知ってもらうことが必要かと思えます。そのためには、パンフレットを交付したり、裁判の仕組みをピーアールすることも必要かと思われれます。
- ：法律や裁判というものは、縁遠く、分かりにくいものではありませんが、何かのイベントのときに、組み合わせて、裁判所から積極的にビデオを上映したり、模擬審判を開催したり、裁判所から積極的にPRすることも必要かと思えます。
- ：毎年8月に吉野川フェスティバルというのがありますが、例えば、防衛庁等は、自衛隊の装甲車を展示したり、空港祭りを行ったりイベントを利用してPRを行っています。裁判所も美しい桜がたくさんあるので、例えば桜祭りをするとかして、身近に感じてもらえる工夫をしてみるのも良いと思えます。本日も裁判所を見学させていただいたり、ビデオを見せてもらったりして、

非常に裁判所のことがよくわかったと思います。とにかく、市民とのコミュニケーションの場をもっと作っていくことも良いと思います。

- ：大切なことは、気軽に何かの機会に裁判所の雰囲気を知っていただくことが必要だと思います。中学生や高校生や大学生等見学でも名目は何でも良いですが、国民が、何か事件等のトラブルに巻き込まれる以前に、いろんな相談に乗ってもらえる機関があるということを知っているだけでも良いと思います。
- ：裁判所としても、国民に利用しやすい雰囲気をつくっていくことが、大切だと思います。現在裁判員制度が注目を浴びています。裁判員制度というものは、市民が裁判員となって、職業裁判官と一緒に裁判を行うというものです。裁判員は、選挙人名簿の中から抽出され、誰でも裁判員になる可能性があります。本日のテーマであるより利用しやすい裁判所というものが、よりよい裁判員制度にもつながっていくと思われれます。
- ：私の経験からいえば、成年後見制度が施行されたときに、裁判所が出向いて説明会を行ってくれて、成年後見制度のことを理解できたし、裁判所のことを知る大きな切っ掛けになりました。希望としては、成年後見制度以外の分野についても、公開講座のようなものを開催していただくとありがたいです。
- ：公開講座ではありませんが、裁判所からも積極的に外部団体の協議会や研修等に出向いており、例としては、行政機関や教育機関に対して家事審判制度の説明に行ったり、成年後見制度の説明に行ったり、また少年非行の問題についてなどの講演に行ったりしています。外部からの要請に基づいて出前講座というか話に行ったりの活動も行っております。
- ：現在のところ、裁判所の職務に密接に関わる場所に対して講師等を派遣させていただいているのが現状です。一般人に対して、PRすることは、様々な問題があって、十分行われていないのが現状です。
- ：裁判所の方々は、近年膨大な事件を抱えて忙しい中、気軽に講師派遣を依頼

できるのですか。

- ：公的団体や学校等については、要請があればできる限り要請に応えられるように努力しています。要請があれば、できる限りとしかお答えできませんが協力はしたいと思っています。
- ：県のイベント等も様々ありますので、県のそのような行事を利用して、積極的に広報活動を行っていただくことも一つの方法と思われるので、積極的に利用していただきたいです。
- ：先日、知り合いから離婚調停の話を聞きましたが、仕事が忙しくて時間がないので、夕方等勤務時間外や休日に調停を行っていただければありがたいということをしていました。
- ：時間外の司法サービスについては、申立書の受付や家事相談ということで東京、大阪、京都、名古屋、札幌等大庁で、6時30分ないし7時30分まで、申立書の受付や相談を行っているところはあるようです。ホームページ等で案内しているようですが、ただ、実際にはあまり利用されていないようにも聞いています・・・。また、家庭裁判所で夜間や休日に調停を行っている庁は、ないように聞いています・・・。
- ：夜間や休日の相談や調停については、国民の間でかなり需要はあると思われます。現在も裁判所においては、無料の相談を行っていただいておりますが、これがかなり評判が良いと聞いています。我々弁護士のところに来る前に、事実上裁判所の相談で解決することも多いと思います。
また、日頃、裁判所は調停委員の選任についてご苦労なさっていますが、調停委員の選任について、若干問題があると思います。例えば、離婚の調停等でDV等の問題がある夫婦について、調停委員が十分理解しないまま調停にあたっていることもあるかと思います。一般的に調停委員は、恵まれた環境の立場の方が多く、本当に悩んでいる人の立場にたって意見を必ずしも言う訳ではなく、比較的恵まれた立場からの意見というものを発言されることも

多いと思われます。従って、調停委員の選任に当たっては、一考していただき、例えば女性支援センターの職員等から選任するのも良いと思います。そういう方々は、より当事者の視点から良いアドバイスを行うことができると思います。

また、調停の期日を指定するとき期間が空いてしまうという問題があります。1か月先、1か月半先、2か月先になってしまう場合が多いです。そうなる理由としては、調停室が足りなくて使えないという問題と我々弁護士も忙しくて期日が入らないということがあります。これらの問題を解決して、できるだけ近い期日を続行して欲しいと思います。

- : 確かに現在、調停委員となっている方は、比較的恵まれた方が多いかと思いますが、全く無理解という訳ではないと思います。裁判所としてもDV等細かく研修等を通じて指導しているところでもあります。また、個々の事件を通じて、勉強もしてもらっています。

期日の問題については、庁舎の狭隘の問題であり、いかんともしい難いことでもあります。裁判所としても調査室を活用したり努力しているところではありますが、回り切らない状況であり、根本的に建物を建て替えないと解決が難しい状況です。簡易裁判所にも調停室がありますが、そこも手一杯で、申し訳ない状況です。

- : 民間的に言えば、近年裁判所は非常に売り上げを伸ばしているところではありますが、それに見合う予算がない状況だと思います。裁判所は比較的、ご自分で解決なさろうとする傾向があり、予算を取りにいかない傾向があるのではないのでしょうか。司法は三権の一翼を担っているのだから、もっと積極的に予算の配分をしてもらっても良いと思います。裁判所の一人一人の仕事量は非常に多いと思います。もっと余裕をもってやれるような体制づくりがなされれば良いと思います。

- : 裁判所外の施設、例えばホテルの1室を借りて調停を行うようなことはでき

ないのですか。

- : ごくごく例外的に、大規模な倒産事件の際等には、裁判所外の施設を利用することもあります。恒常的にということになると予算の都合上難しいと思われ。現在の公務員数の抑制、公共投資の減少等の状況では、職員の努力に頼って何とかしのいでいる状況です。

また、夜間調停等の問題ですが、私は以前ある簡裁の責任者をしていましたが、そこでは夜間調停を行っていました。簡裁では、業者の事件が多く、勤務時間内に調停を行って欲しいという要望が強く、利用者が少ない状況でした。また、庁舎管理の問題もあり、それらを一つ一つクリアしていく必要があります。

- : 最近の行政の傾向として、何でもかんでも官がやってはいけないということで、効果等を考えて民間にお願いする分野が増えています。そして官と民が協働できるシステムをつくっています。裁判所の場合は、仕事の内容がよく分かりませんが、例えば、裁判所の見学や相談について、ボランティアの人を利用できないか等を考えても良いのではないかと思います。そのことが、また、裁判所のPRにつながると思います。

- : 裁判所では、手続相談という名目で相談をやっています。法律相談については、弁護士や司法書士等専門家の相談になります。手続相談については、電話による相談は行っていませんが、遠距離で裁判所に来ることが大変な場合は、例外的に電話による相談も行って。又、朝8時頃に来た相談者や午後5時までに受付をした相談者についても、勤務開始時間の8時30分以前でも、また、勤務終了時間の午後5時以降や昼休みでも折角訪れた相談者のために相談を行っています。ただ、先ほども申し上げたように裁判所の相談はあくまでも手続相談であるため、法律問題が絡んだ件は、専門家の御協力をお願いしたいと思います。裁判所としても5月や10月には弁護士さんに御協力をお願いして、無料法律相談会を実施したり、各地の調停協会が調

停相談を実施しています。これらについては、報道機関にもPR等の御協力をいただいているところです。

- ：司法行政サービスをどう充実していくのか、予算が絡む問題でもありますが、例えば家裁の調停委員の定員を増やせばもっと身近な相談業務が充実するというようなことはあるのですか。
- ：全県的な定数については、ほぼ満たされているとって良いと思います。
- ：そうすると調停委員の調整がつきにくいということで、迅速なニーズに対応出来ないのですか。
- ：ある程度調停委員の定数が確保されていたとしても、利用できる調停委員の数が限られるのではありませんか。
- ：調停委員の数は相当数あり、管内では満杯です。本庁については若干空きがありますが、ほぼ満杯です。ただ、調停委員の中には、特に得意分野不得意分野というものもあり、委員が言われたこともなきにしもあらずです。しかし、裁判所もいろいろと工夫をしており、いろいろな事件について、ベテラン調停委員と新人の調停委員を組み合わせるとかして、勉強をして貰っています。また、調停委員に手続相談を担当させるということですが、調停委員は非常勤の公務員であり、本来調停という公務以外のことを担当させることには、難しいところがあります。ただ、一般人の傍聴のお手伝いをするということについては、公務性が薄れた事務なので考慮することも可能かもしれません。
- ：私たちのところでは、本来の職員は減らしてはいますが、期間スタッフを雇うとか、OBを利用することで24時間の放送業務をこなしています。今までいろんな意見が出ましたが、本日のテーマからいえば、いかに司法行政サービスを拡大充実させていくかということだと思います。そのためには、裁判所から出向いて行ったり、裁判所へ来てもらったり、事務のスピード化等も行っていかなければならないと思いますが、人員の問題、予算の問題等

様々な問題をクリアーする必要があり、非常に難しいと感じました。しかし、裁判所としても、新聞、放送等のメディアをうまく活用してPRしていくことが大切と感じました。そのためには、私方としても御協力させていただきたいと考えています。

■：非常に心強くまた非常にありがたい御発言をいただき誠にありがとうございます。

6 次回開催テーマ

1つは、本日のテーマである「より利用しやすい、身近な家庭裁判所として考えられる方策について」について、議論を延長していくこと。1つは、「最近の家庭裁判所が抱えている問題について（例えば、人事訴訟の家裁移管について）」とする。

7 次回開催期日

平成16年9月ないし10月